一般社団法人日本脳神経血管内治療学会 懲罰規定

(目的)

第 1 条 この規程は、NPO 法人日本脳神経血管内治療学会の懲罰を適正に執行するために必要な 事項を定める。

(会員の除名)

第2条 会員が不正行為、会員として相応しくない行為など、本学会の名誉を傷つけ、目的に反する行 為をし た場合、学会は定款第 11 条に基づき会員を除名することができる。

- 2. 除名の審査は理事会にて行い、審査の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3. 理事会の議決には、出席した理事の 2/3 以上の賛成を要する。
- 4. 除名は総会の議決により発効する。

(会員の資格停止、戒告)

- 第3条 学会は、第2条に相当する行為により、会員の資格停止、戒告をすることができる。
- 2. 審査は理事会にて行い、審査の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3. 議決には、出席した理事の 2/3 以上の賛成を要する。

(専門医および専門医受験資格の取り消し、停止)

- 第4条 専門医が不正行為による資格取得、専門医として相応しくない行為など、専門医制度の信用 を著しく傷 つける行為をした場合、理事会は、認定委員会の審査を経て、専門医の認定の取り消し、 または資格の停止を することができる。
- 2. 非専門医が専門医を広告などで名乗った場合、その他専門医制度の信用を著しく傷つける行為をした場合、理事会は、認定委員会の審査を経て、専門医の受験資格の喪失、停止をすることができる。
- 3. 認定委員会の審査、理事会の議決の前には、対象者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4. 認定委員会の審査、理事会の議決には、出席者の 2/3 以上の賛成を要する。

(指導医および指導医申請資格の取り消し、停止)

- 第5条 指導医が不正行為による資格取得、指導医として相応しくない行為など、専門医制度の信用 を著しく傷 つける行為をした場合、理事会は、認定委員会の審査を経て、指導医の認定の取り消し、 または資格の停止を することができる。
- 2. 非指導医が指導医を名乗った場合、その他専門医制度の信用を著しく傷つける行為をした場合、 理事会は、認定委員会の審査を経て、指導医申請の資格の喪失、停止をすることができる。
- 3. 認定委員会の審査、理事会の議決の前には、対象者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4. 認定委員会の審査、理事会の議決には、出席者の2/3以上の賛成を要する。

(研修施設および研修施設申請資格の取り消し、停止)

第6条 研修施設が不正行為による資格取得、専門医および指導医の認定に関する施設に責務がある不正行為、研修施設として相応しくない行為など、専門医制度の信用を著しく傷つける行為をした場合、理事会は、認定 委員会の審査を経て、研修施設の認定の取り消し、または資格の停止をする

ことができる。

- 2. 非研修施設が研修施設を名乗った場合、その他専門医制度の信用を著しく傷つける行為をした場合、理事会は、認定委員会の審査を経て、研修施設申請の資格の喪失、停止をすることができる。
- 3. 認定委員会の審査、理事会の議決の前には、対象施設に弁明の機会を与えなければならない。
- 4. 認定委員会の審査、理事会の議決には、出席者の2/3以上の賛成を要する。

(異議申し立て)

第7条 罰則に不服を生じたものは、決定通知の日付より30日以内に異議を申し立てることができる。

(資格の復活)

第8条 会員、専門医、指導医あるいは研修施設の資格の取消しまたは停止の復活は、理事会で決 定する。

2. 上記資格の復活の決定には理事会で出席委員の 2/3 以上の賛成を要する。

会員に関する規則の附則

- 1. 制定 2006 年 11 月、改訂 2010 年 5 月、同 11 月、2011 年 11 月、2016 年 11 月
- 2. この法人設立当初の会員の権利は、日本脳神経血管内治療学会の会員の権利を引き継ぐ。
- 3. この規則は、2024 年 3月から施行する。